

環太平洋パートナーシップ協定実施のための
個別物品等に係る法令整備

平成27年12月3日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

目 次

1. 品目別セーフガード措置等	1
(1) 協定の内容	1
(2) 改正の必要性	1
① 品目別セーフガード措置	1
② 特別緊急関税制度の調整	2
③ 牛肉・豚肉等に係る関税の緊急措置	3
2. 経済連携協定に基づく緊急関税（セーフガード）制度等の調整	5
(1) 協定の内容	5
(2) 改正の必要性	5
3. 紛争解決手続における関税上の対抗措置	7
(1) 協定の内容	7
(2) 改正の必要性	7
4. 飼料用麦に係る承認工場制度	8
(1) 協定の内容	8
(2) 改正の必要性	8
5. 加工又は修繕のために輸出された貨物の免税	9
(1) 協定の内容	9
(2) 改正の必要性	9
6. その他所要の規定の整備が必要な事項	11
(1) 一定の数量を限度として関税の譲許をした物品（EPA関税割当制度）	11
① 協定の内容	11
② 改正の必要性	11
(2) 特定の用途に供することを要件として関税の譲許をした物品	11
① 協定の内容	11
② 改正の必要性	11

環太平洋パートナーシップ協定実施のための個別物品等に係る法令整備

1. 品目別セーフガード措置等

(1) 協定の内容

環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P協定」という。）においては、特定の農林産品（牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ、オレンジ、競走馬、林産物）につき、それぞれ段階的に関税を削減・撤廃することとされた。これに伴い、T P P協定附属書において、T P P協定締約国からのこれらの物品（競走馬を除く）の輸入数量が一定の数量（以下「輸入基準数量」という。）を超えた場合（数量ベース）又は、競走馬の課税価格が一定の水準（以下「発動基準価格」という。）を下回った場合（価格ベース）に、関税率の引上げ（品目別セーフガード措置）が可能であるとされている。

また、T P P協定の適用を受ける物品（以下「T P P適用物品」という。）については、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）第7条の3、第7条の4及び第7条の6第2項に規定する特別緊急関税制度(Special Safeguard。以下「S S G」という。）を適用しないこととされている。

さらに、T P P協定の適用を受ける牛肉及び豚肉等は、それぞれ暫定法第7条の5及び第7条の6第1項に規定する関税の緊急措置（以下「緊急措置」という。）を適用しないこととされている。

(2) 改正の必要性

① 品目別セーフガード措置

経済連携協定に基づき、物品を特定し、当該協定の締約相手国からの輸入数量が輸入基準数量を超えた場合に発動するセーフガード措置は、日豪経済連携協定（以下「日豪E P A」という。）で初めて導入された措置であり、同措置の具体的な適用手続が暫定法第7条の8において規定されたところである。

今般、T P P協定においても、一部の品目については数量ベースの品目別セーフガード措置をとることが可能となるため、これらに係る適用手続についても整備を行うことが必要となる。具体的には、現行の暫定法第7条の8の規定を一般化し、輸入数量算出に貿易統計を使用することや算出した輸入数量の公表手続等を整備することが考えられる。（なお、輸入基準数量に係

る規定など、T P P協定に具体的に規定されているものは、関税法第3条ただし書(注1)に基づき、当該規定が適用される。)

また、T P P協定においては、競走馬について価格ベースの品目別セーフガード措置をとることも可能となった。経済連携協定に基づき、物品を特定し、当該物品の輸入価格が発動基準価格を下回った場合に発動するセーフガード措置は、T P P協定で初めて導入される措置であるため、当該セーフガード措置の適用手続に係る規定を新たに暫定法上で整備することが適当であると考えられる。(なお、発動基準価格に係る規定など、T P P協定に具体的に規定されているものは、関税法第3条ただし書(注1)に基づき、当該規定が適用される。)

(注1)関税法第3条ただし書において、「条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。」こととされている。

【方向性(品目別セーフガード関連)】

以上の考え方を踏まえ、

- ・ T P P協定に基づく数量ベースの品目別セーフガード措置を適用するため、暫定法第7条の8の規定を一般化することが適当ではないか。
- ・ T P P協定に基づく価格ベースの品目別セーフガード措置を適用するため、新たに暫定法上に規定を設けることが適当ではないか。

② 特別緊急関税制度の調整

暫定法第7条の3、第7条の4及び第7条の6第2項に規定する特別緊急関税(以下「SSG」という。)の対象品目については、各年度の輸入数量が輸入基準数量(注2)を超えた場合(数量ベース)、あるいは課税価格が一定の水準を下回った場合(価格ベース)に、それぞれ関税率を引き上げることとしている。

(注2)当該輸入基準数量は、過去3年間の平均輸入数量を基に、過去3年間の平均国内消費量に対する輸入割合や国内消費量の変動量を勘案して算出。

T P P協定発効後においては、T P P適用物品がSSGの適用を受けないこととなるため、仮に、T P P適用物品の輸入増加が原因となって数量ベースSSGを発動することとなれば、T P P適用物品は税率引上げの対象とならず、T P P適用物品以外の物品(T P P協定の締約国以外を原産とする物品)が、税率引上げの影響を受けることとなる。このような取扱いが生じることのないよう、T P P適用物品を除外した輸入数量が(T P P適用物品を

除外した) 輸入基準数量を超えることを数量ベース S S G の発動条件とすることが適当であると考えられる(条件 1)。

なお、上記のみを条件とすると、T P P 適用物品以外の物品の輸入数量が増加し (T P P 適用物品を除外した) 輸入基準数量を超過する一方で、T P P 適用物品の輸入数量が減少すれば、我が国への輸入数量全体が増加していない場合であっても、数量ベース S S G が発動される可能性がある。

上記のような場合にまで数量ベース S S G を発動することは、消費者等に対して不必要な負担を与える可能性がある。このため、T P P 適用物品の輸入数量も含めた全体の輸入数量が、全体の輸入基準数量を超えることについても、数量ベース S S G 発動の可否を判断するための条件として維持することが適当であると考えられる (条件 2)。

以上により、上記条件 1 及び 2 をともに満たすことを、数量ベース S S G の発動可否を判断するための条件とすることが適当であると考えられる(注 3)。

(注 3) 価格ベース S S G については、個別の輸入申告毎に、課税価格が一定の水準を下回った場合に追加関税を課すものであり、T P P 適用物品が S S G の適用を受けないこととなるが、T P P 適用物品以外の物品に係る S S G の発動に影響を与えないため、数量ベース S S G とは異なり、法令の改正は不要。

(参考 1) 上記は、日豪 E P A 発効に伴い同協定の適用を受ける飼料用麦について行った法整備事項と同様の考え方によるものである。

③ 牛肉・豚肉等に係る関税の緊急措置

(イ) 牛肉に係る緊急措置

牛肉に係る緊急措置については、暫定法第 7 条の 5 に規定されており、各年度の全世界からの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、対前年度比 117% 超となり、かつ、日豪 E P A 等の適用を受けた生鮮等牛肉又は冷凍牛肉を除いた輸入数量が対前年度比 117% 超となった場合、暫定税率により引き下げている税率水準を、譲許水準まで戻すこととしている。

我が国においては、輸入される牛肉の 99% 超が T P P 協定参加国からのものであり、これらの牛肉については、T P P 協定発効後は緊急措置の適用を受けなくなるころ、当該緊急措置の適用対象が実質的になくなるため、当該制度を廃止することが適当であると考えられる。

(ロ) 豚肉等に係る緊急措置

豚肉等に係る緊急措置については、暫定法第 7 条の 6 第 1 項に規定され

ており、各年度の全世界からの豚肉等の輸入数量（注4）が、過去3年度平均との比較で119%超となった場合、暫定税率により引き下げている税率水準を、譲許水準まで戻すこととしている。

TPP協定発効後においては、TPP協定の適用を受けた豚肉等（以下「TPP適用豚肉等」という。）が緊急措置の適用を受けないこととなるため、仮に、TPP適用豚肉等の輸入増加が原因となって緊急措置を発動することとなれば、TPP適用豚肉等は税率引上げの対象とならず、TPP協定の締約国以外を原産とする豚肉等が、税率引上げの影響を受けることとなる。このような取扱いが生じることのないよう、TPP適用豚肉等を除外した輸入数量(注4)が過去3年度平均との比較で119%を超えることを、緊急措置発動の条件とすることが適当であると考えられる（条件1）。

（注4）経済連携協定（日メキシコ、日チリ、日ペルー、日オーストラリア経済連携協定）に基づく関税割当の適用を受けた豚肉等の輸入数量は除く。

なお、上記のみを条件とすると、TPP適用豚肉等以外の豚肉等の輸入数量が増加し、過去3年度平均との比較で119%を超過する一方で、TPP適用豚肉等の輸入数量が減少すれば、我が国に輸入される豚肉等の輸入数量全体が増加していない場合であっても、緊急措置が発動される可能性がある。

上記のような場合にまで緊急措置を発動することは、消費者等に対して不必要な負担を与える可能性がある。このため、TPP適用豚肉等の輸入数量も含めた全体の輸入数量が、過去3年度平均との比較で119%を超えることについても、緊急措置の発動条件として維持することが適当であると考えられる（条件2）。

以上より、上記条件1及び2をとともに満たすことを、豚肉等に係る緊急措置の発動条件とすることが適当であると考えられる。

【方向性】

以上の考え方を踏まえ、

① 暫定法第7条の3及び第7条の6第2項に規定する数量ベースSSGの発動可否を判断する条件に関し、

- ・ TPP適用物品を除いた輸入数量が（TPP適用物品を除いた）輸入基準数量を超えること
- ・ TPP適用物品も含めた全体の輸入数量が全体の輸入基準数量を超えること

の二つの条件を同時に満たした場合とする旨の法令改正を行うこと

② 暫定法第7条の5に規定する牛肉に係る緊急措置を廃止すること

③ 暫定法第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る緊急措置の発動条件に関し、

- ・ T P P 適用豚肉等を除いた輸入数量(前出注4)が過去3年度平均との比較で119%を超えること
- ・ T P P 適用豚肉等も含めた全体の輸入数量が過去3年度平均との比較で119%を超えること

の二つの条件を同時に満たした場合とする旨の法令改正を行うことが適当ではないか。

2. 経済連携協定に基づく緊急関税（セーフガード）制度等の調整

(1) 協定の内容

一又は二以上の締約国からの原産品の輸入が増加していることをもって、当該一又は二以上の締約国から輸入される原産品に対し、T P P 協定に基づく緊急関税（セーフガード）を発動することができることとされている。

また、あるT P P 締約国がT P P 協定に基づく緊急関税を発動した場合、発動国と被発動国が協議し、発動国による緊急関税と同等の関税の譲許（補償）について合意に達しない場合、被発動国は発動国に対して、緊急関税と同等の関税の譲許の適用を停止し、関税率を引き上げることができることとされている。

(2) 改正の必要性

① 経済連携協定に基づく緊急関税等の発動手続との関係

現行制度（暫定法第7条の7）においては、経済連携協定に基づく緊急関税を発動する際に「貨物及び期間」（対抗関税については「貨物」）を指定して発動することとされている。

（参考2）現行制度においては、経済連携協定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けた特定の種類の貨物について、①輸入の増加の事実があり、②当該貨物の輸入の増加が重要な原因となって、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与える恐れがある事実がある場合において、③国民経済上緊急に必要があると認められるときは、

当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、「貨物及び期間」を指定し、実行税率の範囲内において、関税率を引き上げること等、関税の緊急措置をとることができる（EPA緊急関税：セーフガード）。

（参考3）経済連携協定の我が国以外の締約国において、当該経済連携協定の規定に基づき、関税の緊急措置がとられた場合、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、EPAによる譲許がなされている「貨物」を指定し、関税の譲許を停止し、実行税率の範囲内の税率を課すことができることとされている（EPA対抗関税）。

従来、我が国が締結したEPAは二国間によるものが中心であったところ、今般、締約国が12ヶ国であるTPP協定において、複数の締約国の中から、一又は二以上の締約国の原産品について、緊急関税の発動が可能となっていることを踏まえ、EPA緊急関税については「国、貨物及び期間」を指定することとし（EPA対抗関税については「国及び貨物」）、EPA緊急関税等の課税対象を明確化することが必要となる。

② EPA対抗関税の対象品目の選定等にかかる検討の円滑化

TPP協定は従来以上に高水準の貿易自由化を行うものであり、我が国の輸出品目に対し、他の締約国がEPA緊急関税を発動することも想定される。

EPA対抗関税による関税率の引上げは、実行税率の範囲内となることから、対抗措置の実効を確保するためには、農産品・鉱工業品をまたがる広汎な品目をEPA対抗関税の対象とすることが必要となる可能性がある。

EPA対抗関税の対象品目の選定等にかかる検討にあたり、政府として適切な課税判断を行うため、関税制度を所管する財務大臣が、必要があると認めるときに、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他行政機関の長に対し、回答期限を付して意見を求め、同意見を踏まえてEPA対抗関税の発動に向けた検討を行うことを可能とする規定を整備することが適当であると考えられる。

【方向性】

以上の考え方を踏まえ、

- ・ EPA緊急関税の発動にあたり、「国、貨物及び期間」（EPA対抗関税の発動にあたっては「国及び貨物」）を指定することについて、関税関係法令において規定することが適当ではないか。
- ・ EPA対抗関税の発動にあたって、関係大臣への意見照会を可能とする規定

を整備することについて、関税関係法令において規定することが適当ではないか。

3. 紛争解決手続における関税上の対抗措置

(1) 協定の内容

T P P 協定においては、他の締約国との間でT P P 協定違反にかかる紛争が発生し、紛争解決手続を経てT P P 協定違反が認定された後、T P P 協定違反の是正がされない場合等において、紛争解決手続に沿って、T P P 協定上の利益を停止することができることとされている。

(2) 改正の必要性

① 経済連携協定における紛争解決手続に基づく関税上の対抗措置の発動手続の明確化

今般大筋合意に至ったT P P 協定は、我が国の主要貿易相手国を含む 12ヶ国で構成される大規模なE P Aであり、貿易上の紛争解決にあたっては、関係国間における協議のみならず、E P A上の紛争解決手続の活用を想定する必要性が高まると考えられる。したがって、今後、T P P 協定を含むE P A上の紛争解決手続における「利益の停止」等にかかる措置の一つとしての関税上の対抗措置（以下「E P A報復関税」という。）の重要性が一層高まると考えられるところ、今般、E P A報復関税の発動手続にかかる規定を整備することが適当であると考えられる。

（参考4）関税定率法第6条及び報復関税等に関する政令において、W T O協定上の紛争解決手続に基づく報復関税（W T O報復関税）の発動手続が整備されている。

② E P A報復関税の対象品目の選定等にかかる検討の円滑化

E P A報復関税による関税率の引上げは、実行税率の範囲内となることから、対抗措置の実効を確保するためには、農産品・鉱工業品をまたがる広汎な品目をE P A報復関税の対象とすることが必要となる可能性がある。

E P A報復関税の対象品目の選定等にかかる検討にあたり、政府として適切な課税判断を行うため、関税制度を所管する財務大臣が、必要があると認めるときに、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他行政機関の長に対し、回答期限を付して意見を求め、同意見を踏まえてE P A報復関税の発

動に向けた検討を行うことを可能とする規定を整備することが適当であると考えられる。

【方向性】

以上の考え方を踏まえ、

- ・ 我が国の利益を守るため必要があるときは、T P P協定における紛争解決手続に基づき、T P P協定（E P A）上の利益を停止するための関税上の措置として、政令で定めるところにより、関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内で関税率を引き上げることを可能とするための手続規定を、暫定法において整備すべきではないか（T P P協定のみならず、E P A一般において適用可能な制度とする（E P A報復関税）。）。
- ・ E P A報復関税の発動にあたって、関係大臣への意見照会を可能とする規定を整備することが適当ではないか。
- ・ E P A報復関税の発動等にあたっては、関税定率法第6条等に基づくW T O報復関税の発動等と同様、関税・外国為替等審議会に諮問等を行うこととすべきではないか。

4. 飼料用麦に係る承認工場制度

(1) 協定の内容

T P P協定附属書において、同協定の締約国産麦のうち、税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものについては、関税を無税とすることとされている。

(2) 改正の必要性

日豪E P Aにおいて、税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する麦について、関税を無税とすることが合意されたところ、当該麦が実際に飼料の原料として使用されることを確保するため、事前に税関長の承認を受けた工場において飼料を製造することを義務付け、税関職員が当該製造の確認を行い、仮に飼料用以外の用途に供した場合には必要な関税の徴収等を行う制度を暫定法第9条の2において規定したところである。

今般、T P P協定においても、日豪E P Aと同様、税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する麦に限って関税を無税とすることが合意されたことから、当該飼料用麦を現行の暫定法第9条の2の対象に加えること

が適当であると考えられる。

【方向性(飼料用麦関連)】

以上の考え方を踏まえ、

T P P 協定の適用を受けて輸入された麦が飼料の原料として使用されることを確保するため、当該麦を暫定法第 9 条の 2 の対象とするための規定の整備を行うことが適当ではないか。

5. 加工又は修繕のために輸出された貨物の免税

(1) 協定の内容

T P P 協定においては、いずれの締約国も、自国の領域から他の締約国の領域に修理又は変更のために一時輸出された後自国の領域に再輸入される産品について、その原産地のいかんにかかわらず、関税を課してはならないとされており、この修理又は変更については、輸出された締約国の領域で行うことが可能であったか、又は当該貨物の価値を増加させたかどうかを問わないとされている。

また、この規定の適用を受けることができる修理又は変更については、

- ・ 産品の本質的な性質を失わせ、又は新たな若しくは商業的に異なる貨物を作ること
- ・ 未完成品を完成品にすること

を含まないとされている。

(2) 改正の必要性

関税定率法第 11 条(現行の制度)においては、加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から原則として 1 年以内に輸入される貨物については、当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる(注 5)。

すなわち、現行の制度においては、我が国から輸出され輸出国において加工又は修繕がされた貨物が我が国に再び輸入される場合には、その加工又は修繕により付加された価値について関税を課すこととされている。

上記のとおり、T P P 協定における加工又は修繕(注 6)のために輸出された貨物に係る関税の免除に係る規定においては、その加工又は修繕により付加

された価値についても関税を免除することとされていることから、現行の制度によりこの規定を担保することはできない。

(注5) 関税定率法第14条第10号においては、我が国から輸出された貨物であって、その輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないと認められる程度の簡単な加工又は修繕のみが行われた後に再び輸入されるものにつき関税を免除することとされている。

(注6) TPP協定における「修理又は変更」の用語については、関税関係法における「加工又は修繕」と同義であることから、本検討においては、関税関係法における用語を用いている。

これらのことを踏まえ、TPP協定の規定を実施するため、暫定法において、加工又は修繕のために輸出された貨物が我が国に再び輸入される場合の関税の免除に係る規定(TPP協定において関税を免除しないこととされている加工又は修繕がされた場合を除く。)を設けることが適当であると考えられる。

この場合において、TPP協定の規定では、「一時輸出された後自国の領域に再輸入される」場合に関税を課してはならないとされているが、「一時」の具体的な期間は明示されていないことから、我が国がこの規定を実施するに当たっては、暫定法において具体的な期間(原則として1年)(注7)を定めるとともに、輸入される貨物が輸出された貨物であることの確認等、実施のために必要な規定を、関税暫定措置法施行令(以下「暫定令」という。)において整備することが適当と考えられる。

(注7) 現行の制度に則り、我が国と輸出国との間の往復に要する期間及び加工又は修繕に要する期間を加味して1年と規定する。なお、税関長の承認を受けた場合にはこの期間を延長することも可能とする。

【方向性(加工又は修繕のために輸出された貨物の免税)】

以上の考え方を踏まえ、加工又は修繕のため我が国からTPP協定の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から原則として1年以内に輸入される貨物(TPP協定において関税を免除しないこととされている加工又は修繕がされた貨物を除く。)については、その関税を免除する旨の規定を設けることが適当ではないか。

6. その他所要の規定の整備が必要な事項

(1) 一定の数量を限度として関税の譲許をした物品（E P A 関税割当制度）

① 協定の内容

T P P 協定附属書において、一部の物品については、一定の数量を限度として無税又は低税率を適用することとされている。また、そのうち、米、麦等については、当該一定の数量の輸入を、国家貿易（注8）により行うこととされている。

（注8）農林水産省所管の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」等に基づくものであって、政府（農林水産省）等が一元的に輸入を行う制度。

② 改正の必要性

現行の暫定法第8条の6では、経済連携協定において、関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品を対象としており、また、同条を受けて、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（以下「E P A 関割政令」という。）において、詳細な手続等を規定しているところである。

T P P 協定において、関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち、一部（米・麦等）については、農林水産省所管法令に基づく国家貿易による輸入が行われるため、暫定法第8条の6及びE P A 関割政令は適用されないこととなる。これら物品における輸入手続の適用関係を明確化するため、一定の数量を限度として関税の譲許の便益を適用する物品のうち、国家貿易によらないもののみが暫定法第8条の6（及びE P A 関割政令）の対象となるよう規定するとともに、その他必要な規定をE P A 関割政令に整備することが適当であると考えられる。

(2) 特定の用途に供することを要件として関税の譲許をした物品

① 協定の内容

T P P 協定附属書において、チョコレート製造用全脂粉乳、飼料用ホエイ、乳幼児用調製粉乳用ホエイ等の一部の物品については、特定の用途に供することを要件として、無税又は低税率を適用することとされている。

② 改正の必要性

経済連携協定において特定の用途に供することを要件として譲許した物品については、暫定令第32条において具体的な物品を規定し、同令第33条において譲許の便益を適用するための詳細な手続等を規定しているところ

るである。

T P P 協定において特定の用途に供することを要件として関税の譲許の便益を適用する物品についても、暫定令においてこれら必要な規定を整備することが適当であると考えられる。

【方向性】

以上の考え方を踏まえ、

- ・ 関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品について、国家貿易の対象とならないものを暫定法第 8 条の 6 及び E P A 関割政令の対象とする等、所要の規定の整備を行うことが適当ではないか。
- ・ 特定の用途に供することを要件として関税の譲許の便益を適用する物品について、所要の規定の整備を行うことが適当ではないか。